

第4回山梨市下水道事業審議会議事概要

日 時 平成26年9月11日 13:30～15:00

場 所 山梨市役所 103会議室

1. 開会

2. 議事 [出席委員：10名 事務局：下水道課長以下4名]

(1) 前回審議会経過について

(事務局) 前回審議会内容説明
(質問、意見なし)

(2) 下水道使用料改定の答申案について

(事務局) 答申案説明

(議長) 答申の素案につきまして、質問等ありましたらお願いします。

(委員) 追加とか修正ではないが、前回答申からは合併浄化槽のところに関して2箇所ほど省いてあるが、下水との関係は良いのか。前年度に合併槽の料金が変わったが、合併浄化槽も下水道と同じようにまた審議するのか。

(事務局) 合併浄化槽の料金改定をする場合も今回と同じように審議をします。前回は平成24年度に浄化槽審議会を開催し、平成25年度に料金を改定しました。浄化槽の料金見直しは5年ごとに見直しを行います。ただし、決まっているものではありません。随時に、例えば制度や法律が変わったとかの場合などにも必要に応じて行います。

(委員) 浄化槽料金は以前の方が平等感はあると思った。平成25年度からの改定については、こうしないと維持管理が難しくなったなということを感じたが、また前回と同じように行うのか。

(事務局) 同じようにさせていただきます。

(議長) 料金のところについて何か付け加えることがあればお願いします。

(委員) 提言の(4)に、環境だけではなく料金の更新もするのだから、料金改定への理解を求めることの文言も付け加えてもらいたい。

(事務局) わかりました。

(委員) 1ページ目の記のところのくだり、経営計画の話、料金の話、下水道特別会計の話でのごたごたしているのを整理してもらいたい。修正案を持ってきたので見てもらいたい。3ページ目の一番上の使用料金という言葉がここで初めて出てくる。その前は下水道使用料と書いてある。なるべく同じ言葉を使ったほうが良いかと思う。

それから、負担の均等化と軽減を進めることの意味がわからない。使用料金の増加を図るといことはわかるが、それが負担の均等化と軽減にどのように繋がるのかわからない。

(事務局) 下水道を使用できない人は全く負担をしないということにはできないので、負担しなくても良い人は負担を軽くしたり、負担率を下げたりという意味です。わかりやすく変えるようにします。ここは、公費と私費の負担割合の改善という意味合いです。

(議長) 出された修正案を参考にしましょう。

(委員) 修正案の説明をします。最初の3行は経営計画の話で整理をし、この審議会で経営計画を進捗・達成状況を検証しました。その結果ということで、2番目の段落にある下水道事業が市民の生活環境を守ること、住みよい生活環境を提供することをもってきて、合わせて経営計画の中に定めてある経営の効率化と経営の健全化が経営計画を作る時の理念が書いてあるので、だからこの経営計画を実行していくこととした。

2番目の段落は料金の話として整理をし、下水道の特別会計、将来にわたって適正な運営をしていくために料金の改定が必要となる。また、使用者負担の公平性の言葉の意味がわかりにくいので、説明を聞いてみたい。

(事務局) 使用する人が負担するのが原則という意味です、使用できない人が負担するのは不公平であるという意味で、この表記としました。受益者負担の原則という言葉のほうがわかりやすいです。

(委員) 今回の諮問の中に「受益者負担の原則を基本とし」という言葉がある。「経営の健全化」という言葉も出ている。

(委員) 今回の答申案の内容はこのままに、言葉や文章を直しわかりやすくしたらどうか。

(事務局) 修正しますのでしばらくお待ちください。

(委員) ここで意見を出してもらい、しっかりと集約して、会長・職務代理・事務局でまとめてもらいたい。大変だとは思いますが、時間を作ってもらってまとめてもらいたい。

(事務局) 今修正をしますのでしばらくお待ちください。

第5回目は市長に答申を出したいので、本日詰めまして、最終的には会長、職務代理と打合せ、確認をして答申案とします。

(委員) 改定の時期についても改定の額についても示されているので検討した方が良いのでは。

(事務局) 答申の中で一番の問題は金額だと思います。今まで議論していただいている中で、私たちの理解は経営計画どおりに示した数字でございます。今回については経営計画ができまして2回目の改定であり、計画どおり22円の引

き上げをお願いしたいと思います。事務局としては皆様にご理解いただき審議を進めていただいていると考えています。言われたように、金額について妥当であるかということの確認をお願いしたいと思います。

(委員) 前回、平成23年度に答申をした金額がそのまま値上げにつながっていないということなのか。

(事務局) 前は消費税込で答申しましたが、今回は税抜きで答申額を出しました。今までは内税でしたが、今回8%に上がりました。今後消費税10%まで上がるという見込みの中で、今年度から消費税抜きの金額とさせていただきます。

(委員) わかりました。

(議長) 22円の引き上げについて委員皆さんの了解をいただきたいですが、異議はありますか。

(委員) 異議ありません。

(事務局) 改定の時期につきましては、平成27年4月からを予定しています。今後の予定としましては、まず、来月の議員全員協議会に報告します。その後11月の牧丘と山梨の地域審議会にも報告します。そして最終的に12月議会に上程させていただきます。

2ページの下の見直しの時期につきましても3年ごとに見直しを行うことを基本とする。ただし、社会情勢や他の重要事項等により調整することを妨げない」につきましても、よろしいかどうかということです。3ページの(2)「経営計画は必要に応じた見直しを行い、第二次山梨市総合計画との整合を図ること」これは、経営計画の見直しをいつするかということですが、平成24年度から10年計画で作成していますので、次の料金改定の時期には経営計画も見直す予定です。見直しの時期につきましてもよろしいですか。

(委員) 料金の見直しは前から決まっていたのか。

(事務局) 経営計画で決まっています。10年間で3年毎に、初年度を含め、全部で4回です。

(委員) 経営計画で決まっているので良いと思う。

(事務局) 修正した答申案をお配りします。

(委員) 3ページ(1)使用料金のところ、先ほど言ったところ「下水道使用料金の収入を図り」はいかがか。

(事務局) わかりました。3ページ(4)「市民の環境への意識向上と料金改定への十分な理解を得るため広報に努めること」にします。「高める」を削除します。

(委員) 意見がないので、これで良いと思う。

(議長) 答申案につきまして、意見は出揃ったと思いますのでよろしいですか。

(委員) 異議ありません。

(3) 日程、その他について

(事務局) 答申案は持ち帰っていただき、何かありましたらご連絡をお願いします。
最終的には会長と職務代理に適宜に修正していただきます。

次回の日程ですが、第5回は答申内容を確認していただいて、市長へ答申していただきます。今のところ、10月17日か21日のどちらかでお願いします。決まり次第ご連絡いたします。